

# 福岡県公報

平成20年 2 月 15 日  
第 2 7 8 5 号

## 目 次

### 告 示 (第230号 - 第246号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 1
土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課)	..... 1
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	..... 2
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	..... 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	..... 2
土地改良事業の協議の適否決定	(農地計画課)	..... 3
換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	..... 3
換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	..... 4
換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	..... 4
換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	..... 4
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 5
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 5
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 6
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 6
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農地計画課)	..... 6
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	..... 6
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 7
公 告		
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	..... 7
一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	..... 8
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	.....11

一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....12
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....15
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....17
意見募集の結果の公示	(自然環境課)	.....22
監 査 委 員		
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....22
内水面漁場管理委員会		
水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	.....26
水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	.....26

## 告 示

### 福岡県告示第230号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 2 月 15 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市新原字原口286 - 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市新原531  
古賀 正彦  
古賀市新原531  
古賀 豊子

### 福岡県告示第231号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成20年 2 月 15 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称  
粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
この告示の日から平成22年9月30日まで
- 3 施行地区  
粕屋町駕与丁二丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
粕屋町駕与丁二丁目3番23号
- 5 設立認可の年月日  
平成20年2月5日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
事務所及び粕屋町役場の掲示場に掲示する。

福岡県告示第232号

下小山田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
塩田 進	築上郡築上町大字広末610 - 1

福岡県告示第233号

黒田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
白川 順一	京都府みやこ町勝山黒田2200 - 2

福岡県告示第234号

川崎町下安宅土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
山野 穂重	田川郡川崎町大字安真木2113番地
小山田 益清	〃 〃 〃 〃 2113番地
寺田 安幸	〃 〃 〃 〃 2529番地の2
宗近 博文	〃 〃 〃 〃 2611番地
井上 繼信	〃 〃 〃 〃 1209番地の1
谷 良吉	〃 〃 〃 〃 2914番地の2
坂本 衆男	〃 〃 〃 〃 2581番地の2
島田 幸夫	〃 〃 〃 田原1185番地
坂本 光市	〃 〃 〃 安真木2540番地の1
中山 正則	〃 〃 〃 〃 1338番地
伊藤 光政	〃 〃 〃 〃 1753番地
長野 守城	〃 〃 〃 〃 3215番地

2 退任監事

氏名	住所
坂本 政次	田川郡川崎町大字安真木2554番地の2

林 岩 保	" " " "	2582番地
小 峠 房 雄	" " " "	146番地の1

## 3 就任理事

氏 名	住 所
山 野 穂 重	田川郡川崎町大字安真木2113番地
小山田 益 清	" " " " 2113番地
寺 田 安 幸	" " " " 2529番地の2
宗 近 博 文	" " " " 2611番地
井 上 繼 信	" " " " 1209番地の1
谷 良 吉	" " " " 2914番地の2
坂 本 克 典	" " " " 2581番地の2
鳥 田 幸 夫	" " " 川崎204番地
坂 本 初 実	" " " 安真木2540番地の3
中 山 正 則	" " " " 1338番地
伊 藤 雅 幸	" " " " 1753番地
長 野 守 城	" " " " 3215番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
坂 本 政 次	田川郡川崎町大字安真木2554番地の2
林 岩 保	" " " " 2582番地
小 峠 房 雄	" " " " 146番地の1

## 福岡県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成20年1月28日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
宮若市	ため池等整備事業 (布谷・布谷新地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年2月15日から 平成20年3月14日まで	宮若市役所

## 福岡県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河北部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻 生 渡

## 従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	山内		157	田	1805のうち84
豊前市	山内		346-1	田	1495のうち39
豊前市	山内		363	田	768のうち129
豊前市	山内		33	田	159のうち50
豊前市	山内		192-2	畑	96のうち50
豊前市	山内		312-1	田	425のうち165
豊前市	山内		146-1	田	2321のうち61
豊前市	山内		202-3	田	309のうち138
豊前市	山内		27	田	378のうち320
豊前市	山内		519	田	1687のうち94
豊前市	山内		369-1	田	466のうち43
豊前市	山内		412-5	田	387のうち38

豊前市	山内		106	田	1064のうち293
豊前市	山内		414-1	田	1898のうち101
豊前市	山内		36	田	239のうち82
豊前市	山内		355	田	813のうち322
豊前市	山内		152	田	784のうち81
豊前市	挾間		42	田	694のうち63
豊前市	挾間		179-1	田	748のうち110
豊前市	挾間		191-1	田	477のうち155
豊前市	挾間		203	田	609のうち118
豊前市	挾間		1	田	1914のうち258
豊前市	挾間		381-1	田	323のうち119

## 福岡県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河北部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	下河内		978	畑	150のうち146
豊前市	下河内		1577	畑	119のうち64
豊前市	下河内		1927	田	667のうち118
豊前市	下河内		2073-1	畑	535のうち372
豊前市	下河内		1970-1	田	1710のうち218
豊前市	下河内		2226	田	1228のうち135
豊前市	下河内		1929	田	418のうち99

豊前市	下河内		2107-1	田	695のうち116
豊前市	下河内		2109-1	田	1755のうち55
豊前市	下河内		2182-1	田	144のうち109
豊前市	下河内		1875-1	田	773のうち90
豊前市	下河内		1581-1	田	1268のうち59
豊前市	下河内		2278	畑	196のうち78
豊前市	山内		192-1	畑	260のうち151
豊前市	下河内		2231-1	田	912のうち95
豊前市	挾間		183	田	640のうち245

## 福岡県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河西部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	天和		47-2	田	2433のうち59
豊前市	天和		423-1	山林	546のうち30
豊前市	天和		207	田	502のうち97

## 福岡県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河西部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	下河内		564-1	畑	701のうち122
豊前市	下河内		802-1	畑	218のうち92
豊前市	下河内		221	田	1660のうち90
豊前市	下河内		243-1	田	295のうち162
豊前市	下河内		1145-1	田	125のうち85
豊前市	下河内		783-1	田	441のうち49
豊前市	下河内		851	畑	514のうち127
豊前市	下河内		784-1	畑	1057のうち57
豊前市	下河内		1206	田	943のうち100
豊前市	下河内		1265-2	畑	872のうち7

## 福岡県告示第240号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川末江字池ヶ迫653・655・659・660・字茅原715・716(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第241号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川139の49(次の図に示す部分に限る。)、字大原492の1、493、524の53、524の84

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字落合3125番3先から 田川郡添田町大字落合4233番1先まで	6.6 ~ 11.0	910.0
			前	田川郡添田町大字落合3125番3先から 田川郡添田町大字落合4233番1先まで	11.0 ~ 28.0	912.0
			後	田川郡添田町大字落合3125番3先から 田川郡添田町大字落合4232番1先まで	6.6 ~ 11.0	910.0
			後	田川郡添田町大字落合3125番3先から 田川郡添田町大字落合4232番1先まで	11.0 ~ 28.0	912.0

福岡県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年2月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	八 香 女 春 線	田川郡添田町大字落合4361番1先から 田川郡添田町大字落合4322番先まで
田 川	八 香 女 春 線	田川郡添田町大字落合4250番1先から 田川郡添田町大字落合4231番3先まで

福岡県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成20年2月5日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田中土地改良区	土地改良事業変更計画書及び定款の写し	平成20年2月15日から 平成20年3月14日まで	田川市役所 大任町役場

福岡県告示第245号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所

県営唐原地区土地改良（区画整理）  
事業変更計画書の写し

平成20年2月15日から  
平成20年3月14日まで

上毛町役場

福岡県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道	黒 鹿 木 北 線	黒 鹿 木 北 線	前	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から 八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで	3.6 ~ 22.0	1,207.3
			後	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から 八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで	3.6 ~ 22.0	1,207.3
			後	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から 八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで	10.0 ~ 60.0	1,120.0

## 公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

新聞定期広告

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

#### (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し  
タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

## (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成20年3月21日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

## 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

福岡県が発注する特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達内容

- (1) 調達役務の名称及び数量  
新聞定期広告  
朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各12回
  - (2) 調達役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 契約の期間  
契約締結日から平成21年3月31日まで
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法  
2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。
- (1) 申請書の入手先  
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812 0045 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 641 - 7838
  - (2) 申請書の価格  
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
  - (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812 8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 643 - 3092
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
平成20年3月31日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13 - 06（広告宣伝）で、「A A」の等級に格付されている者（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）
  - (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
  - (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。  
ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。  
イ 同程度の基準は、全7段以上の新聞広告を1回以上とする。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
  - (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課  
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 643 - 3102
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間  
平成20年2月15日（金）から平成20年3月14日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
  - (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。

- (2) 受領期限  
平成20年3月31日(月) 午後5時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県福岡市博多区吉塚本町13番50号  
福岡県吉塚合同庁舎7階 701会議室
- (2) 日時  
平成20年4月1日(火) 午前10時30分
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額(見積金額とは、消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合(同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

- ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature of the service required : Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun,the Mainichi Shimbun,the Yomiuri Shimbun ,the Nishinippon Shimbun (on 12 occasions each).

(2) Contract period : from the date of contract signing through March 31,2009.

(3) Time limit for tender : 5:00 p.m. March 31,2008

(4) Contact point where documents for tendering a bid are available : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office,7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan.

Tel 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成20年3月14日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）の単価契約500,000 L程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

契約締結日から平成21年3月31日までの間

## (4) 納入場所

福岡県警察本部

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年3月26日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
  - (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
  - (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成20年2月15日（金）から平成20年3月26日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
  - (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所  
5の部局とする。

(2) 受領期限  
平成20年3月26日(水)午後6時00分

(3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所  
福岡県警察本部入札室

(2) 日時  
平成20年3月27日(木)午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
見積単価(1L当たりの税込単価)に発注予定数500,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価に500,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金  
契約単価に500,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に500,000Lを乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効  
次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline (Stored in a tank)  
Estimated yearly total : 500,000 liters

(2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2009

(3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters

(4) Time Limit of Tender : 6:00 PM on March 26,2008

(5) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division , Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
TEL 092-641-4141 (Ext.2233,2236)

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

デスクトップパソコン 10式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年2月25日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	
05	01	電気器具	
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法  
直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所

4の部局とする。

- (2) 受領期限  
平成20年2月29日(金)午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部地下1階入札室
- (2) 日時  
平成20年3月3日(月)午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

#### 公告

福岡県警察放置車両確認事務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 総合評価一般競争入札に付する事項

##### (1) 委託業務の名称

ア 福岡県中央警察署、早良警察署及び南警察署放置車両確認事務委託  
(契約番号 )

イ 福岡県博多警察署、東警察署及び筑紫野警察署放置車両確認事務委託  
(契約番号 )

ウ 福岡県小倉北警察署、八幡西警察署及び門司警察署放置車両確認事務委託  
(契約番号 )

##### (2) 委託業務の内容

入札説明書による。

##### (3) 委託業務期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日までの間

##### (4) 納入場所

ア 契約番号  
福岡県中央警察署、早良警察署及び南警察署管轄区域内

イ 契約番号  
福岡県博多警察署、東警察署及び筑紫野警察署管轄区域内

ウ 契約番号  
福岡県小倉北警察署、八幡西警察署及び門司警察署管轄区域内

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年3月3日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」(サービス業種、その他)に登録されている者で、等級「AA、A」に格付されている者(中分類は問わない。)
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- (6) 入札参加資格確認時において、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証を有する者2名以上を雇用していること。

(7) 法第51条の8第1項に基づく福岡県公安委員会の登録を受けていること(ただし、法第51条の9に基づく福岡県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。)

(8) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書(総合評価のための提案書に関する説明書を含む。)の交付

(1) 期間等

平成20年2月15日(金)から平成20年2月29日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 競争入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、下記期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付した上で、4の部局まで提出し競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出期限 平成20年3月3日(月) 午後6時00分

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(3) 競争入札参加資格の確認結果は、平成20年3月10日(月)までに4の部局から通知する。

8 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までにおいて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、特別清算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- 9 入札説明会の開催（11に示す提案書関係を含む。）
- (1) 日時  
平成20年2月25日（月）午前10時00分
- (2) 場所  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部 1階 144会議室
- (3) 参加申込方法  
平成20年2月21日（木）午後6時00分までに4の部局まで電話での申込み
- 10 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 11 入札書、総合評価のための提案書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 提出期限  
平成20年3月24日（月）午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）行う。
- 12 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部 視聴覚室（地下1階西側）
- (2) 日時  
平成20年3月25日（火）
- (3) 時間  
ア 契約番号 午前10時00分  
イ 契約番号 午前10時30分

ウ 契約番号 午前11時00分

(4) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 16 落札者の決定方法

- (1) 入札者に、入札価格及び入札価格以外の業務の適性確保に関する基準（以下「総合評価落札基準」という。）についての提案書をもって申込みをさせ、次の要件を満たす者のうち、17に掲げる総合評価の方法によって得られた点数（以下「評価点」という。）の総合得点が最も高い者を落札者とする。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、予定価格以下で入札した者であること。

ただし、落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当と認められるときは、調査の上、その者を落札者とししないことがある。

なお、調査にあたっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

- (2) 落札者となるべき評価点の総合得点が同点の者が2者以上あるときは、入札価格以外の評価点が高い者を落札者として、入札価格及び入札価格以外の評価点が共に同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札事務に立ち会わない者又はくじを引か

ない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 総合評価方式

総合評価落札基準に対する提案書の評価方法は次のとおりとする。

- (1) 評価の対象となる総合評価落札基準の設定は、別記落札者決定基準に示す当該委託業務の公正及び適確な遂行を確保するために必要な項目を大・中及び小分類に区分して設定する（以下「評価項目」という。）ことにより行い、詳細は入札説明書による。
- (2) 評価項目は、各項目ごとに具体的な評価内容を示すものとし、詳細は入札説明書による。各評価項目に対する評価点は、各項目ごとの評価点を加算して総合点を算出する。

なお、落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。

- (3) 価格及びその他の評価項目についての提案書の総合評価は、(2)により算出された総合得点により決定する。

#### 18 結果の公表

知事は、落札者決定の後、最高の得点で落札した者の評価点を公表することができるものとする。

#### 19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 別記 落札者決定基準

評価項目		評価内容	配点		
大分類	中分類 小分類				
コスト	入札価格		50		
公平性	公平中立性	利害関係・公共性	6		
		適正性	6		
責任性	遂行体制	業務の的確な遂行に必要な運営体制の整備	5		
		業務知識・遂行能力向上のための駐車監視員に対する指導体制や研修制度等の設置	4		
		自主検査体制の整備状況	3		
		独自の報奨・ペナルティ制度	3		
		信頼性	組織理念	顧客志向や従業員重視といった価値観の具現化	3
				事業者及び社員の社会貢献・地域貢献活動への取組み	4
		リスク耐性	情報管理	巡回計画・報告等の機密情報漏えい防止体制の整備状況	3
				現場トラブル・苦情処理への対応	4
				財務面の状況	5
				財務基礎	3
確実性	確実性	類似業務分野における経験	4		
		放置車両確認機関（現受託法人）の業務実績	± 3		
		業務実績	± 3		
安定性	財務基礎	財務面の状況	8		
確実性	組織基礎	駐車監視員資格者数	12 ± 3		
確実性	業務基礎	類似業務分野における経験	4		
業務実績	業務実績	放置車両確認機関（現受託法人）の業務実績	± 3		
			47 ± 3		

## 公告

自然公園法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正について、平成19年11月21日から平成19年12月20日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年1月16日に改正しました。

平成20年2月15日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

環境部自然環境課自然保護係

電話：092 - 643 - 3367

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

**監 査 委 員**

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年2月15日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	森 田 俊 介

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

保健福祉部の出先機関25機関に係る定期監査は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成19年10月3日から平成19年11月29日までの実日数28日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
筑紫保健福祉環境事務所	平成18年9月1日から 平成19年8月31日まで	平成19年11月14日から 平成19年11月16日まで
粕屋保健福祉環境事務所	”	平成19年11月13日から 平成19年11月16日まで
宗像保健福祉環境事務所	”	平成19年10月16日から 平成19年10月17日まで
朝倉保健福祉環境事務所	”	平成19年10月16日から 平成19年10月17日まで
系島保健福祉環境事務所	”	平成19年10月11日から 平成19年10月12日まで
遠賀保健福祉環境事務所	”	平成19年11月7日から 平成19年11月9日まで
鞍手保健福祉環境事務所	”	平成19年11月21日から 平成19年11月22日まで
嘉穂保健福祉環境事務所	”	平成19年10月18日から 平成19年10月19日まで
田川保健福祉環境事務所	”	平成19年10月30日から 平成19年11月2日まで
久留米保健福祉環境事務所	”	平成19年10月25日から 平成19年10月26日まで
八女保健福祉環境事務所	”	平成19年11月28日から 平成19年11月29日まで
山門保健福祉環境事務所	”	平成19年11月28日から 平成19年11月29日まで
京築保健福祉環境事務所	”	平成19年10月3日から 平成19年10月5日まで
保健環境研究所	”	平成19年10月4日から 平成19年10月5日まで
中央児童相談所	”	平成19年10月18日から 平成19年10月19日まで
久留米児童相談所	”	平成19年10月23日から 平成19年10月24日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
田川児童相談所	平成18年9月1日から 平成19年8月31日まで	平成19年11月8日から 平成19年11月9日まで
大牟田児童相談所	〃	平成19年10月25日から 平成19年10月26日まで
福岡学園	〃	平成19年11月21日から 平成19年11月22日まで
筑後いずみ園	〃	平成19年10月24日
女性相談所	〃	平成19年10月23日
精神保健福祉センター	〃	平成19年10月26日
障害者更生相談所	〃	平成19年10月3日
柏屋新光園	〃	平成19年10月11日から 平成19年10月12日まで
食肉衛生検査所	〃	平成19年10月16日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、筑紫保健福祉環境事務所等25機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、生活保護費の支給状況並びに旅費及びその他需用費の支出事務に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
  - 保健福祉使用料、保健福祉手数料、環境手数料等の調定金額、調定時期及び収入状況
  - 児童措置弁償金、知的障害者援護措置弁償金、生活保護費返還等の調定、収入及び債権管理の状況
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
  - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

- (6) 物品  
取得、管理及び処分状況
- (7) 債権  
債権管理の状況
- (8) 生活保護費  
生活保護費の支給状況

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

### 嘉穂保健福祉環境事務所

収入において、生活保護費返還金で監査対象期間末日現在の収入未済額が前年度に比べて18,509,290円増加している。

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、130,923円（3件）が支給不足となっている。

### 筑紫保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、66,670円（5件）が支給過不足となっている。

### 粕屋保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、342,111円（14件）が支給過不足となっている。

### 田川保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、123,852円（7件）が支給過不足となっている。

### 八女保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、30,131円（13件）が支給過不足となっている。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

## 内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成20年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成20年3月1日から平成20年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやな漁業、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成20年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線から口線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成20年3月1日から平成20年5月31日まで